

兵庫県立大学行動指針（BCP）（現在適用レベル抜粋：令和4年1月27日以降）

項 目		内 容
学 生	入構	・必要な感染防止対策を講じた上で、条件付き（対面授業、研究活動、課外活動等の実施日）で全学生の入構可
	授業	・必要な感染防止対策を講じた上で、対面授業を実施 ・但し、必要な感染防止対策を講じることが困難な授業及びオンライン化することによりキャンパスの過密を回避できる授業は、教育効果を担保した上で、オンラインで実施
	研究活動 (学内)	・必要な感染防止対策を講じた上で、学内における全ての研究活動を実施可 ・但し、学部4年生以上（卒業予定者）及び博士前期課程1年生は、原則指導教員の在学が条件（部局長の許可により代替教員による対応可）
	実習・フィールドワーク等 (学外の研究活動を含む)	・必要な感染防止対策を講じた上で、原則指導教員の同道のもと、全ての実習、フィールドワーク等（学外の研究活動を含む）を実施可（部局長の許可により指導教員の同道なしも可） ・但し、県境を越えたまん延防止等重点措置区域、緊急事態宣言地域における活動は、時期の変更が困難である等、実施がやむを得ない場合を除き自粛（部局長の許可により可）
	課外活動	・必要な感染防止対策を講じた上で、「課外活動の承認に関するガイドライン」の遵守を条件として、クラブ活動の実施可（学部学生部長の許可） ・主催団体が適切なガイドラインを示した公式戦への参加可（学部学生部長の許可）
学 外 者	入構	・教育研究上又は大学運営上必要な場合に限り入構可（部局長又は経営部長に報告）
そ の 他	県大バス	・県大バスを条件付きで運行可